#### 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

#### Rethinking about "Seikanron"

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2013-03-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 田中, 敏彦, Tanaka, Toshihiko
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1524

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



### 征

西郷隆盛の に毅盛 の征 征論

はじめ

#### はじめに

おわり

韓

二〇一〇年九月二 軍 左 一隊で 右には桐 あ る か 野 のように身じろぎもせず櫻島を見つめているような気がした。 利 秋 と篠 一六日 0 原 シタ方火 玉 幹 0 墓 Ш 石 灰 八が降り が見える。 積 E 西 0 |南戦 た石 争で戦 段 を上 が 死 L 0 7 た薩軍将 いくと、 兵二 正 面 余 に 名 西 郷 0) 密 隆 集 盛 L  $\mathcal{O}$ た 墓 墓 石 が 石 見えてきた。 群はまるで一 そ 個

が今は 案 島 لح 隆 私  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 盛 は 遣 問 関 そ が 墓 係に  $\mathcal{O}$ 欧 下 守 題 石 政 余 使 は 野  $\mathcal{O}$ 七三 裕 節 ず するきっ 間 府 お つと気 を歩 側 は  $\mathcal{O}$ 11 なく 旅 7  $\mathcal{O}$ 桹 き カコ  $\mathcal{O}$ 西 本的 政 郷 内 6 12 カュ 回 変)、 隆 な け 治 帰 て宮崎 É 盛 0 に を 玉 てい 問 な 優 した岩倉具視 を 西 はじめ 先すべきで V 0 『郷を除り た。 たの 八郎 直そうとい は、 0 板 通 く四 慕 垣 説 あると では、 退 言うまでもなく、 石を見つけてから、 |人が署名した う試みを始めて以来、 大久保利通 助 いう 留 江 导政 藤 理 新 平 由 府でほとん 木戸 で、 民選議 征韓 後 孝允 その 藤 員設立 象 壇 論 場 ど決定され であ 南 明治維新後間 伊藤: 洲 郎 で 天皇 墓地 った。 建白 博 副 文ら を動 0 書 島 私 種 て 角 t カン が 臣 11 が が た西 12 自  $\mathcal{O}$ L な 日 本 て、 あ 由 五. 使 VI 郷 節 頃 る 民 参  $\mathcal{O}$ 権 派遣 を使 近代 に外交問 議 使 節 南 運 が をアジ 節 派 は 動 洲 造 とし 斉 必 顕 0) きっ に下 題として浮上 を ず 彰 戦 中 て朝 ア 館 とり カコ 野 止 争になるは 鮮に さ けになるとと L を せた事 た結 わ 訪 派 け n た。 L 遣 朝 ずだ する てき 件 鮮 明 半 西

 $\blacksquare$ 中 敏 彦

n 郷 カン L であ **て** 0) を ₩. め ぐる 八 場 る 七 は 対立 というの 五.  $\mathcal{O}$ 年に 征 韓 カコ 論 は す 6 ぎな t 軍 西 では 通説 艦 南 か を 戦 で派遣して武力がったことは、 と言 なく、 争に 0 至 てよ る一 い わ V. 力を背景 連 時  $\mathcal{O}$ ところが、 遣韓 期尚 反 政 論 に朝 早 府 干を主 武 であ 鮮に 装 張 誰 蜂 不平 るという ŧ L 起 た明 11  $\mathcal{O}$ 等条治 な 原 1/1 因 西 約 政 「南洲顕 を押 な 府 郷 が、 擁 0 たとさ 護 早 論 彰 0 くも 館 けて が 展 れ で征 開 開 翌 る。 され 玉 年 一韓論に さ 征 てい 八 せ 韓 たこと 七 派 匹 と内 0 11 年 私は ての 江 は 興 展 華  $\mathcal{O}$ 湾に 味 島 示を見ると、 対 をかき立 事 立 件 出 は 実 兵 行 朔 0 西 5 そ 時

者であ 検討し 戸 あ ú その 遣 展 などによって提起されて 西 ったということが有力な (第三 韓論 宗に 郷 本人の常  $\mathcal{O}$ 節)、 主 ょ 君 であった、 n であ ば、 識 最後に吉岡正 0) る島 西 部を成 郷 とい 津  $\mathcal{O}$ 斉 征 う説 論拠になっ 彬 韓 一毅の たい 7 論 が VI は は わば 反 成り立 る 日中 後 0 てい 征 底 朝 明 征 韓 一つの 治 論 韓 流として た。 日 政 論 か。 府 本 西  $\mathcal{O}$ が を取り上げて 郷 通 行 本稿は、 清 説  $\mathcal{O}$ 0 5 を問 征 征 朝 たような植 韓 韓 鮮) 論 この 論 11 直 はアジア連帯論に基づくところ が を確 (第四 ような疑問 連 てみる試 帯 民 認した後 地 L 節)、 て西 化 政 以みであ 品から出 気策とは 眀 洋 治 列 (第二節)、 強 初 ર્જે 期 発 まったく異 į  $\mathcal{O}$ 対 7処すべ 朝 留守政 鮮 西 をめ 郷 0, L なっ 0 と 府 、る思 て  $\mathcal{O}$ 征 いうアジ 征 征韓論 韓 韓 11 たと 想 論 論 0 لح ア 諸 以 VI ゝう、 連 前 相 0 うよ ..を考 V に 帯 Ó 7 で

## 一、底流としての征韓論

は 明 崩 治 治六年 :六 年 O政 に突如 変」 出  $\mathcal{O}$ きっ 現 た か 0 けにな で は な 0 た 征 幕 韓 末 論を論じる前 カュ 6 様 Þ な姿で見え隠 に、 征 韓 論 れ  $\mathcal{O}$ する 歴史を 0 整理 0) 底 流 ておく必要がある。 のごときものだから なぜなら

#### 吉田松陰

を切り随に失うべれ 几  $\mathbb{H}$ 付 とえば吉田松陰 随へ、から。 とい 交易にて魯国に失いらず。但(ただし)、 桂 小 五. 郎 国に失ふ 0 ち 章程を厳に ロシア」 木 所は又土地にて鮮満に 声 孝允) 墨 [アメリ 「遠略 義を厚ふし、 カ 0) て償ふべ 講 下 和一 手 は 定、 吾 0) 決然として、 間 藩 衫 をも ょ 梅 1) って は 太郎宛書 朝 国 鮮 我よ 力を養い、 翰 満 を養い、取り易き朝り是を破り信を戎が 州 安政 臨 む 年 若く 八五六. は な (じゅうてき) 満州、 年 朝 几 鮮

覚え候」 に臨ま (安政五年 八五八年] 二月一九日付) 嶋 「鬱陵島うつりょうとう」 と書き送って 0) 足 いる。》でなり。 遠く思ひ 近く謀るに、 是れ 今日

生であ というの 支那を切 を論じているのが、 弱者 た方向 米列 った伊藤博文や山 へと転嫁する機制の現れであろう うり随へ」ることでその代償とする方針が一八五六年の段階で明瞭に述べられている。 も明治維新政府が成立した一八六八年の に進んでいくことになる。 強に強いられた不平等条約は甘受しつつ 参与木戸孝允であるからだ。 県 有朋などがあたかも師の方針を忠実に現実化したようにも見えるほど、 松陰に発する長州系の征韓論者のなかでもとりわけ注目すべきが木戸孝允であ (薩摩藩から蒙った抑圧を沖縄が先島諸島へと転嫁したように)。 暮れ (「我より是を破り信を戎狄に失うべ (十二月一 兀 にはすでに、 議定岩倉具視 からず」)、 強者から蒙った抑 取 日本は松陰の 0 り易き朝 諮 問 松下村塾 に答えて征韓 湛 圧 をよ 州 描

大に神州の威を伸張せんことを願ふ。 《「速やかに天下の方向を一 定し、 ふ。然るときは天下の陋習たちまち、使節を朝鮮に遣わし彼の無礼を問ひ、 変して遠く海が彼もし不服のよ 不服のときは罪を鳴らし 外 八目的: を定 んめ、 随て百芸機 て攻撃、

は述べてい

る。

う事態が起こる。 式が旧慣に違うこと、 真に実事に相進み、云々」(『木戸孝允日記』)》と木戸 居留施設 対して朝 いると指 ある。》というこのけてみても無礼 引用にある 鮮政 摘 ということは、 L てい 到着 分府が ところが木戸孝允らが朝鮮の無礼を責めるなどというのは、 国書 る。 したのは 「彼の無礼を問ひ」に関して、 の何のという言 文中に 天皇政 の受け取りを拒んだことが 木戸にははじめから朝鮮を見下すような姿勢が存在していることを意味するだろう。 十二月十九日で、 府 皇」「 の命を受けて対馬藩の使節 Iいが 勅 :かりをつける材料は何もないときから、 など朝鮮側 木戸の発言よりも後のことである。 井上清は、 無礼」 いら看過しがたい文字があることを理由 であるとして、 (大差使) 明治新政府が王政復古を通告して新しい が国書を携えて草梁倭館 征韓: 十二月十四日かそれ以 論がわき起こったとい 天皇制支配層 《ここではじめて朝 は朝 (釜山 司 書 くう にあ 前 鮮 国交を求めた  $\bar{o}$ 受理を 役 通 無礼だとい で 、ある。 人が 0 説 た日 玉 間 書の 本 違 人の · うの . の 0 -書

は また一 八六九年 明 治 生 正 月 日 0) 日 記に、 《今朝曾 (かつ) て所志の 征 韓の 条を大村益次郎 相 計 る

照を含 朝鮮を見下す姿勢は 征伐」 すと雖 んだ表現であ (『日本書紀』に見える、 り、 だりに之を征するに非ず、 朝鮮半島はかつて日 神功皇后による三韓すなわち新羅 本に征 宇内 の条理を推さんと欲するなり」》と述べてい 服された土地であることを含意してい 高句麗• 百済の征服 る。 という神話的出 るが、 したがって、 「征韓」 先に述べ 来事への参 とは、 た

ると、 り候へども、 て兵 他日皇国をして興起 また 、力を以て、 「天下の陋習たちまち一変」に関して、同じ頃(一八六九年 [明:見下す姿勢は「征韓」の文字がすでにそれを示しているのである。 木 戸の征韓 皇国の大方向を相立て、 韓地 論 は、 せしめ、 釜山 利益が目的ではなく、 一付港を開かせられ度、 万世に維持仕候処、 億万生の眼を内外に一変仕 これ元より物産金銀の利益はこれ有るまじく、 同じ頃 (一八六九年 [明治二 むしろ国内を根本的に変革する契機にすることが主眼であるように思 此外に別策はこれ有るまじく》 (つかまつり)、海陸の諸技芸等をして実着に走らしめ 年] 一月 と木戸 Ĺ 、が述べていることを考え合わせ 旬) 大村益次郎宛で、 かえって御損失と存じ奉 ≪主とし

### :務省の対朝鮮政策

彼らの意見を基に外務省が作成し 文字が含まれていることを理由に、 なる文書を検討して見よう。 に一八七〇 (明治三) 年四月に外務省から明治政 これは佐 た政策提言である。 受理を拒 田田 素一 まれたまま、 郎と森山茂という二人の外務省の役 明治元年に対馬藩を介して届けさせた国書は、 府 (太政 交渉は暗 官 に提出・ 礁にのりあげていた。 つされ た 人が朝鮮の 「対朝鮮  $\mathcal{O}$ 政 內情 策 三箇条に の探索か 0 ら帰国 き外 勅 務 直

はじめにこれまでの経緯が要約してある。 学勅の んはら 字等、 知藩事 、是迄幕 [元対馬藩主宋 府文書に相見えず 、義達。 版籍奉還 候に付、 《先般、 (一八六九年) 喋々議論を起、 皇政 後古。 幕府を廃 の後対馬藩は厳原藩に改称] 三年の星 Ū 一霜を経、 万機御親裁の旨 今以て受け取らず。 より先ず写を以差示 彼国 報 知 0 書翰、 候 厳

体が 有り候間 かいて、 あると強硬 「不敬 《不敬至極 述にその で 公武 「御国: 力外交論 用 一の儀 |体を辱め 意に及びたしと申 に御座 が .述べ 」るもので戦端 候。 5 ń 右 る。 唱 は御国体を辱め候義に付、 (もうしとなえ) を開 くべき十分な 候も П のこれ有るべく候得共、》 右を議る 実になるから、 |論の根柢となし戦端を開くべき辞柄十 すぐにその準備をす と 玉 書を受理し べきだとい な -分これ · う 意 事自

慣例 戦端を開候訳に 五. 通り 〇月以 対 為 分内に 藩 情 .は至るまじく」と思われるので次の三つの提案のうちどれかを選んで決定して欲しいと述べ !征服できると外務省に建言 (厳 原藩) から戻った役人の を介して交渉したのみで、 したが、 人佐  $\mathbb{H}$ 素 退けら まだ天皇の勅使を直接送った訳でもない 郎 は れ 帰 意国 たとい 直 一後に う人物であ 《朝 鮮 は弱 つった。 が体だか , b しかしながら、 三〇大隊 ので、 此 0) 江戸 兵 廉 をもって  $\mathcal{O}$ 時 4 から す

断 は候得共、 ŧ 「絶してしまうのは悲し 空手傍観 の策は、 すなわち、 するしかなく、 玉 交断絶である。 むべきであるが、 神功皇后の三韓征伐や豊臣秀吉の朝鮮出兵や徳川時代の日朝交流など、 《烈聖の遺烈豊臣氏 もっとも、 日 そうなれば、 本の国力が充実するまでは、 の余光徳川氏 「鎖国の古習」に陥るばかりでなく、 0) 周旋千載の交誼も一 国交断 絶も一つの策であるとする。 朝に断れ ロシアが朝鮮を併呑し 絶し、 長きに渉る 悲嘆限りなき儀 日 朝 関 7

副 開 使とし 第二の策は、 港開市往 来自由 前 使節派遣 肥 後両藩が の条約」 →朝鮮の拒絶→武力発動の策、 所有する軍艦 を結ぶことを交渉すべきだとする。 二隻に兵隊と外務省官員を乗員させて、 すなわち征韓論である。 勅使を送り、 直ちに木戸孝允を正使、 玉 [書不受理 0 厳 非 原 を論 藩 知

雄 軍艦兵威」で交渉しても朝鮮が拒絶するなら、 を継 承する偉業になるだろうと言う。 「やむを得ず干戈を交える」ことになっても、 在 昔 神 功 皇 后 御 征

字を目 と述 は無論 清国とは話が てい 本が の 策は、 等を下し候礼典 用 る 0 ても朝 朝鮮の宗主国 て るの 鮮は文句が言えまいという理屈である。 で、 を用候て、 !清に勅使を派遣して和親条約を締結 「壬辰の役 》交渉にあたるというものである。 [秀吉の朝鮮出 兵 この場合にも、 明軍朝鮮を援 Ļ 《皇国· 日本と清が同格であれば、 (たすけ) 朝鮮が拒否すれ 支那と比 候様の事」 肩 同 等 ば、 の格 和 は行 に 相 皇 戦の論に及候とも」、 定 わ り れないであろう Þ 候 上 勅 は 文

る 論 玉 ]交を断: であ を先に結びべきであるという提案であるか れ は明治新政 る 絶する第 実際には、 府が結んだ初めての対等平等の条約であった。  $\mathcal{O}$ 策を除る 第三の策がまず実行に移され、 け ば 第三 案 も朝鮮と交渉 5 第二案・ す 八 第三案は る前 七 に 清 明 両 玉 立可 治四) | |を押 能 さえて 年七月日 であり、 いおけば 清修好 目 指す所は武 都 合が 条規 ょ が 方 締 0 結され を背景に で 清 玉 たの 0 であ た征

朝 派をめ ぐる征韓 論 0 中 心 人物 木戸 、孝允を含む岩倉使節団  $\mathcal{O}$ 出 発 直 前 まで征 正韓論が 議 論されていたことを示す 証 言 が

岩倉使節 旦 政大臣、 に至り条公 カコ には東京を発つ使節 ならぬ 西郷・ 団が帰ってくる前に、ずっとくすぶり続けていた征韓論に火がついたのである。 (三条実美)、 木戸孝允 大隈・板垣は 日 記 団のメンバーである。「朝鮮への着手の順序」とは具体的に何を指すの 西郷、 明治四年 参議でい 大隈、 わゆる留守政府グループ、 板垣等 一月九日付に出 の会す。 且朝鮮へ着手の順出てくる。《四字 木戸参議と岩倉右大臣は翌日 の順序を論ず。『字『時』西郷 郷を訪う不在、 五字 時 過退散》。 かはよく分からないが、  $\widehat{+}$ 直 に岩卿 Ė 0 横 浜 三条実美は太 (岩倉 出 航 は十二 具

註① 猪飼隆明『西郷隆盛』岩波書店・一九九二・p.154) [ ]内の説明は引用者による。

…) : [ ] :

註④ 同・p.97・傍点引用者。以下本稿における傍点は原則として引用者による。註③ 井上清『日本の軍国主義』・岩波書店・二〇〇四・p.97

日記に、「兵力調(ととのわ)ざるときは万国公法も信ずべからず、弱に向かひ候ては大いに公法を名として利を謀るもの少なからず、故がこうした「宇内の公理」や「万国公法」など全く信用していなかったとして、次のように述べている。《六八(明治元)年十一月八日のの公理」による対朝鮮国交を要求したのも(『日本外交文書』三)、ほぼ同様の使用例であろう》と芝原氏は指摘するとともに、他方で木戸二月、後藤象二郎への書翰で「世間普通の公法」と言い(『木戸孝允文書』三)、七〇(明治三)年六月、その建白で、「天下の通情、宇内明は、『日本近代思想体系十二・対外観』・岩波書店・一九八八)の芝原拓自氏の解説参照(pp.466-468)。《木戸孝允が六八(明治元)年明は、『日本近代思想体系十二・対外観』・岩波書店・一九八八)の芝原拓自氏の解説参照(pp.466-468)。《木戸孝允が六八(明治元)年の公理」による「宇内の条理」とは、狭義の「万国公法」よりは広く《国際関係を律する自然法的な条理・理想》を意味することの説 れ候をいまだ聞かず、安心相成らぬ世界に御座候。(『木戸孝允文書』三)」》木戸の征韓論の背景にはこのような国際認識が存在したことを目なくては猥りに人之国を奪われざる故に、やむを得ずかくの如き法を立候ものかと愚考仕候。弱国は此法を以て奪ひ強国は此法にて奪わ 評価を下している。「万国公法などと申候ても是又人之国を奪ひ候之道具にして毫も油断相成らず、今日世間縦横往来相開け居候に付、名に余万国公法は弱を奪う一道具と云」と記しており(『木戸孝允日記』)、さらに同十三日付の野村素介あての書翰では、次のような露骨な れ候をいまだ聞かず、 忘れてはならない。

(⑤) 猪飼隆明・前掲書・p.155

受け取りを拒んだのか。前近代の東アジアの国際秩序は、中華帝国(宗主国)の皇帝を中心にして、皇帝に朝貢する見返りに王として冊封『日本近代思想体系十二・対外観』・岩波書店・一九八八・p.12-14 なぜ「皇」や「勅」の文字が国書に使われている事を理由に朝鮮側が 鮮国王に対して使用できるのは宗主国である清の皇帝のみだからである。日本が古代の一 された周辺諸国(藩属国)からなる宗属関係のネットワーク(冊封体制・華夷秩序)を形成していたのであり、「皇」や「勅」の文字を朝 日本で征韓論が繰り返し浮上する原因の一つであると考えられる。 時期や足利義満の室町 期を除くとこの華夷秩序の

配⑦ 同右・p.i

® 毛利敏彦『明治六年政変』・中央公論社・一九七九年・p.130 傍点引用

## 一、 西郷隆盛の「征韓論」

六年一月一日に変更されたため、これ以後新暦で表記) から七月にかけてと見られるが、 (治六年の政変」 (一八七三年) の契機となった 議事 録が 残 つてい 一征 前節で一例を見たような外務省から太政官に出された議案であ ない 韓 論 0) で詳 を燃え上 細 は不明。 がらせることになったのは、 また旧 層明治 五. 年 月三 この 月 年 は Ò 新 夏 ( 六 月 暦 明

#### 朝鮮議案

鮮側 三越の商人ともいう)が対馬商人の名義を借りて密貿易 省館員広津弘信がその写しを報告書  $\mathcal{O}$ 軍 関係者を退去させて外務省が直接倭館を管理下に置き、「大日本公館」と改称したことであった。この乱暴な措置は朝 いを非難する「伝令書」を張り出 将校たちを伴って軍 (の態度をさらに硬化させたが、さらにその翌年一八七三 (明治六) を作成し、幕末以来ずっとくすぶり続けていた「征韓論」を燃え上がらせることになったのだ。 たままの朝鮮 艦 対交渉に 春 Ë お V に搭乗して釜山に着き、 て留守政府が動きを見せたのは、一八七二(明治 したのである。 (明治六年五月三一日付) に添付して外務省に送り、 この 「伝令書」の内容が侮目的だとして、倭館 (潜商)を行ったことに対して、 草梁倭館に入り、 年外務省の後援を受けて三井の商人(ある 廃藩置県によって消滅した対馬 五 年九月に外務大丞花 それをもとに外務省は 朝鮮側は倭館 に滞 在 0 消に、 してい 房義 た外務 日 本の 1

徴は、 ている事実 密貿易まで後援したのであれば、「無法の国」と非難されても当然であろうが、 日的内容である。それは、 からくこの意をもって、彼中の頭領の人を洞論して、 軍艦で乗り込み、元々は朝鮮側から与えられた草梁倭館を朝鮮側の 断 然出 介が肝要で、 0 「非礼」あ は、 師 国書を受理しないなどの数々の F その いるいは 《「彼制を人に受けるといえども恥じず」、「近頃彼の人の所為を見るに、 口実自体にはたいした重要性は 出 兵 「無礼」を口実に武力で開国を迫ることであり、 0) 御 処 分 が必要である、 「非礼」を列挙しているが、 ない。 妄錯して事を生じ以て後悔あるに至らざらしめよ」》 「朝鮮議案」 かし 「兵事は重大の儀」 許可なく改称し外務省の ŧ もっとも重点があるのは 前節で見たように幕末以 「朝鮮議案」 はたして、 であるから もまさしくその特徴 《「もはやこの儘閣 無法の国といふべし」、 直轄に変えたの 「とりあえず我 来の征韓論の特 「伝令書」 を備 (お) みか、

遣 人民 保 護 公 0 理 一公道」 め、 陸 を 軍 Ł 0 干 • 談 軍 判 艦 す 幾隻」 × きで を あ 派 る 遣 L 主 L 張 た 日. 0 有 で 事 あ  $\mathcal{O}$ 際 は 九 州 鎮 台 援 を 頼 み、 且. 0 飾 を

派

#### 西郷の遣韓論

鳥 は ŧ 帽 付 反 けず 子 対 守 直 Ļ 政 ·礼装で赴きたい》と ・ 、《派兵は「穏当」 垂 府 0 礼装 征韓 で談判 論 が 議 題 すべきであ と述べたとされ に でなく、 上 0 たとき、 り、 まず 自らその る。 板 大 官 垣 兵  $\mathcal{O}$ 退 使節 んを動 使 助 節 が  $\mathcal{O}$ 派 カコ を 任にあ せば 派 兵 んと同 遣 朝 L たり 鮮 7 時 玉 反 に たいと云うの 省 使 の侵略を謀 節を送 を迫るべ 0 きで、 って 7 であ 談 VI 判 る。 ると そ す ×  $\mathcal{O}$ しと主 思 任 わ に は れ 張 る 自 か 6 L た 5 が 当  $\mathcal{O}$ た 兵 り、 を 対 率 11 ずに 衛 西 兵

であ を開  $\mathcal{O}$ 主 ここで 君で ると論じていることはす 玉 L 注目 ある島津 征 服 がする) すべきは、 · 斉彬 の上  $\mathcal{O}$ アジ 一に成り立っているのに対 朝鮮 でに述べ ア連 議 案 帯 論 ŧ た。  $\mathcal{O}$ 板 影 短の 響を 賛 根拠 成 į 論 K Ŕ 西 西 郷の意見はそれと異なっているように見えることであ 従 郷 来 南 0 洲 顕 征韓 彰 館 論 が、 と全く同じ 西 郷  $\mathcal{O}$ 思 発想 想 は 征 実 韓 を 見 ではなく 0 け て 武 る。 力 で 朝 西

く、ば、否 残、**、**、 と推 開 が文明やら、 あ 、残忍のことを致し己れを望い、未開の国に対しなば、立口(いな)文明ぞと争う。不 玉 ま ま 測さ を ね 強 要し 明 せる根拠 く行わるるを賛 治 欧米列; 何 政 が野 府 が二年 たとし 蛮やら 強に強 て、 <sup>2</sup>を利するは野蛮じゃと申せしかば、 は、慈愛を本とし、懇々説諭して開 り。否否野蛮じゃと畳みかけしに、 後 称 些(ち)とも  $\neg$ V  $\mathcal{O}$ せる言 西 b 郷南 八七 れた不平等条約を逆に朝 にして、 洲 五. 翁遺 明 屰 から 訓 治 宮 人 室 にある次のような西郷 りぬぞ。 の推 年に実際 厳、 予、 際に 鮮に 衣服 嘗て或人と議 説明に導くべきに、さはなくし、何とてそれ程に申すにやと推 その おこなっ 押 0 L 美 人口を莟 0 麗、 けることを、 たように の発言を挙げることが 外観 論せ (つぼ) の浮華 しことあり。 江 西郷 を言うには めて言なかりきとて笑わ 華 島 が潔しとし て未開蒙昧の国において、おいましい。 事 西洋 件、 できる。 非 は ず。 武 野 な 力 蛮じ 世 カコ を背景に 0 人 《文明 やと云 たの 0 入われける。》 に対する程むご に対する程むご 唱うる で L は は て 朝 道 な 鮮 11 何 カコ

実 口 る意復  $\mathcal{O}$ た 郷 は 8  $\mathcal{O}$ 江 奸 華 島 事 伴 術 0) 報 策 に 接 に 違 Ļ い な 応 が  $\mathcal{O}$ 談 判 弱 を侮 t なく る非 交戦 道 理 L なも たの は  $\mathcal{O}$ だ、 一天 理 لح 断 にも 定 L 恥ず . る ≫ ~ き仕 と芝原 一業で あ 拓 り 自 氏 は 政 府  $\mathcal{O}$ 

## 

付で次のように書い かしながら、 案」をめぐる閣 てい 「郷のこうした発言と矛盾するような証拠も存在 議 は 外務卿副島種 臣が清国 ~出 張中であることを理由 している。 12 板 結 垣退 論 を保留 助宛 i の三通 た。 西 0) 手紙 郷 は まず がそれ Ł 月二 であ 九

うから、 り候間 此より兵端を開き候わん。左候わば初めよりの御趣意とは大いに相変じ、成り候わば、必ず彼方より引き揚げ候様申し立て候には相違これなく、そ (いよいよ) それでは戦いを挑発することになり、「初めよりの御趣意」と異なってしまう、 断然使節を先に差し立てられ候方御宜敷はこれある間敷 御評決相 成 り候わ 兵隊を先に御遣 (つか) (まじく) や。》 わし その節 候儀 戦いを醸成候場に相当り申すべきやと愚考仕 は、 は此方より引き取らざる旨答え候 兵士を先ず 如何に御 だから兵士ではなく使節 座候や。 ッ派遣す 兵隊、 れば 戦 を 御 いになるだろ 繰 り込 を先ず わ み 相

宜敷希 伏して願い奉り候。 然と使節を差し向けられ候わば、 立つことになる して願い奉り候。副島君の如き立派の使節は出来申さず候えども、死する位の事は相調い申すべきかと存じ奉り候間、と使節を差し向けられ候わば、暴殺は致すべき儀と相察せられ候に付、何卒(なにとぞ)私を御遣わし下され候処、《左候えば決まって彼より暴挙の事は差し見え候に付、討つべきの名も慥かに相立ち候事と存じ奉り候。(・・・)公遣すべきである。ここまでは「遣韓論」であるが、この後に問題の発言が続く。 (ねがい)奉り候。》 自 分でも死ぬことぐらいはできるから、是非自分を使節にしてくれと言うのである。 自分が使節として行けば必ず朝鮮側が使節を「暴殺」 するであろうから、 開 戦の 大義名分が 公

起こし申すべく」と例 また八月十 何も 应日 相 「叶い申さず」》 付の 板 の使節暴殺論を持ち出 垣宛の手紙でも、 と述べてい る 《使節派遣という「温順の論を以てはめ込」 Ų 西 『郷を「 「死なせ候ては不憫などと、 若しや姑息の心を御 めば、「必ず戦うべ 起こし下され き機会を引き

そして、 戸 違これなき事に候間、 さらに八月十 が これ 使節を差し 述べ ていた征 は 七日 《内乱を糞(ねが)う心を外に移して国を興すのに候間、其の節は天下の人、皆挙げて討つべきの 向けられ候えば、必ず彼が軽蔑の振舞い相顕 閣 議 韓論 が行われる朝に板垣に送られた手紙 速やかに天下の方向を一 て国を興すの遠略》 定 でも、 使節 罪を知り申すべく候 を朝鮮に遣 n 《「往く 候のみならず、 [に遣わし彼の無礼を問ひ、彼もし不服のときは」であると述べている。この言葉は明治元年に木 ならず、使節を暴殺に及び候儀は、先隣好を厚くする厚意を示され候賦 間」》 と同じ 趣旨 をくり 決まって、 (つもり) ている。

だが、 親政が実現される》ことであろうと述べている)。を興すの遠略」はもっと革命的な変革を暗示しているように思われる(猪飼氏はそれを《「有司専 的 を定め 鳴 木戸 6 して の場合には 随 て百芸機 『械等真に実 外 征 を内政 大に神 天事に相! 改革 荊  $\mathcal{O}$  $\dot{\phi}$ 威 契機 進 を伸 止み、 張 に 云々」 .するという程度であるのに対 せんことを願ふ。 (『木戸孝允日記』) 然るときは天下 に、 î 紛れもなく呼応 西 の陋習たちまち一 郷  $\mathcal{O}$ 「内乱 しているように思わ を冀う心 制 変して遠く が を外に 打破され 移 て天皇 L n て国 る。 目

に、 西 郷 《強硬 0 征韓 論者板垣 論を 「遣韓 説得のためのテクニックであった》 論」として擁 漢するには、 板 1000년 と解するほ 一宛の三 通  $\bar{\mathcal{O}}$ かは 手 ,紙を西 ない 郷 0 本音で は なく、 毛 利 氏 が 主 張するよう

や大久保利通 であろうか。 声 であ かし ŋ, 通 自  $\mathcal{O}$ 、岩倉 書 分の 翰 祝に読 死 旦 を起 視 4 が 西 爆 取 郷 剤にして国内に革 れるのは、  $\mathcal{O}$ 使節 派 が遺を必ず 説 得の 死で ため 命的な変化をもたらしたいという執念であるように思わ 阻止しようとしたのは、 のレトリ ツ クとし してはあ いまりに この執念がはらむ危険 も痛 切 な 死に場 0) ためで 所 を探 れ る。 はな す 西 木 戸孝允 郷  $\mathcal{O}$ 魂

#### 一の秘策

いもこれある間敷、生涯の愉快此の結果を報告したが、岩倉使節の 月十 七日 0) 閣 議 で は 西 郷  $\mathcal{O}$ 望 、此の事に御座候」》と書き送っている。 ネの帰朝を待って再上奏すべきだということになった。 み通 1) 卥 郷 を使節 として朝 派遣 することを決定し、 西 郷 は |条太政大臣 板垣に、 は 캪 しはや横 日 天皇 閣

三条実美と右大臣 を悪化させること、 は開戦に直 気で欠席 岩倉使節 戦 ・渉を招くこと、  $\hat{o}$ 「結するとして、 たが 寸 行担が が帰 征韓 国して、 人民を苦 ・岩倉具 五. 派 朝 七  $\tilde{O}$ 日本にとっての不利益を七箇条列挙した。 視が顔をそろえた。 参 遣使問題を確定するため 鮮と戦争をすればロシアが漁夫の利を得ること、六、 条約 議 め抵抗を招くこと、 改 西 郷 正 に備 江 えて 藤 非 板垣 玉 三、政 征韓 内 体 に閣議が十月十四日 派 副 制 島、 府財 を整 (いわ 備 政 非 ゆる「内治派」) 征 が戦費に堪えられ す るの 韓 派 一、不平氏族の叛乱を誘発するおそれがあること、 が  $\mathcal{O}$ 参議 に開 戦争より かれ 大久保 として大久保 、先決であること。 議戦費のために外債の ない た。 事、 西郷 大隈 匹 Ö 使節 が熱弁をふる 軍需 大木、 派遣に反対 償却を怠れ そして太政 論 の輸入が国 は まとまらず、 Ò 木 ば英国 際 大臣 飾 戸 収 は 派

日 閣 議 を 再 開 することに な 0

省に陥 決定を上 断に までも辞 言う 汉 と委ねら. た + 0 0 五. 言をほ た太政大臣 みで、 奏し裁可を H 午 の秘策」 れることに 前 のめ 閣 + 嵵 議 『大久保 求 カコ に 閣 ・三条実 8 な した結果、 は 議 る Ď, 欠席 は が 再開され 利通 美 三条は L の代 た。 その時に意見を述べることが 三条は孤 日 記 たが わ 懊 議 りに岩倉 悩 論 十月十八日)  $\mathcal{O}$ は 立 末 西 再 L 西 郷 び 真 精神錯乱 郷 紛 は | 視が  $\mathcal{O}$ 糾 使 朝 L である。 太政 節 鮮 派遣 状態に陥 妥協 御 大臣 交際 を決定 で 点 き、 代理 は 0 0 見 儀 天皇の に任命され たと言 した。 0 からな لح 題 する 決定を左右することができる。 わ 反 対 n カン る。 派の ることになっ 0 「始末 た。 木戸と大久保は 万事は休 その 書 結果、 を提 したかに見え 出 太 L てこ 条 政 辞 大 表を 岩 臣 れ たが 提 は 倉 ま 天 出 で れ 両 全に 経 が 大 臣 緯 大 閣 事  $\mathcal{O}$ を 判

岩倉 Ō 月二十三日岩倉 意見は、 今は国 は西 力を蓄え内治 郷の使節 派遣を上奏するとともに、「意見 を優先すべきときであって、 外征を行うべ 書」 を提 出 L 、きでは、 て、 裁 な 可 いこと、 を 求 め 朝 鮮に 使 節

を

派

遣

す

n

ば必ず  $\mathcal{O}$ は <sup>《</sup>其 戦  $\mathcal{O}$ 11 に 不 可を信ず》 なるはず で とい 戦争 うもの  $\dot{\mathcal{O}}$ 準 備 で を 万端 あ 0 た。 整えてからでも遅くは 翌二十 应 日岩倉の意見 ない のに、 12 同 意すると その 準 いう 備 もし 天皇 な 0) V で今い 勅 語 が きなり 下 され 使 節 西 郷 を 送  $\mathcal{O}$ 使 る

節 派 遣 は 士: 壇場 で否定さ n たの である。

は残 倉 原 7 0 決 玉 |幹ら 公意を 議 0 知 辞 西 郷 表は受理された。 0 た西 0 側 郷 近 武官たちも は すでに二 西 相次い 士 郷 0 使節 日 で下野していった。 に 参 派遣を支持 議 B 陸 軍 l 大 た板板 将 0 垣 辞 職 副 を 願 島 VI 江 出 藤 て 11 た。 後 藤  $\mathcal{O}$ 兀 + 参 几 議 H 陸 B 連 軍 袂 大 辞 将 職 0 肩 書 き だ 野 利 け

(1) いること、調飼隆明・前 前 などについて 掲書・p.124° は 報告 同 書の 書 ) p.157-1 添 -158を参 付された 令書写」 0) 原 本失わ れ ること、 韓 国 0 学者 カコ 5 は H 本 よる が提 挺さ.

前 p.124

小川原正 猪飼隆明 『西南戦争』 中央公論社 ・二〇〇七年

"西郷南洲翁遺訓』 (西郷 南洲顕彰会・一 九七六年・p.10)

註註註註註(7)6)5(4)3 "日本近代思想体系十二· 対外観』 岩波書店・一 九八八·p.516

毛利敏彦・ 前掲書・p.112

利

前掲書・p.176

毛利敏彦・前掲書・p.119 猪飼隆明・前掲書・p.130

毛利・前掲書・p.177、猪飼・前掲書・p.140

用することで支配体制を維持する》 毛利·前掲書·p.196、 へと連結していくが、両者の共通の敵が大久保・岩倉・木戸・伊藤らを中心とする「有司専制」体制であり、毛利・前掲書・p.196、猪飼隆明・前掲書・p.143 明治六年の政変で下野した西郷・江藤は士族反乱へ、板垣・ 「征韓派」は、「有司専制」 )本質そのものである「一の秘策」に敗れたことになる。 (猪飼隆明・前掲書・p.222) ことである。「有司専 制 を変革するために征韓論を利用しようとした所 その特徴は・後藤・副島な らは自 《天皇の権威 由 を利電動

の

#### 吉岡弘毅の反・ 征韓論

開 それは有為な人材を惜しむからであって、 鎮定スル い ているのである。 が 八七四 けない心 ニハ此諸 (明治七) 配 人ヲ再用スルニ如 アル 年二 ノヽ 其原由 月 に ハナカルベシ》と述べて、 原 つの 因 建議書が ヲ推スニ衆人皆前参 《其持論ヲ取ルニハ非ズ》として西郷らの 太政官に提 出された。 《西郷副島諸人ヲ再用》 。議諸人ノ免職ヲ嘆息スレ この 建議書 に、 征韓論に対する根本的な批判を展 することを主張してい バ ハナリ。 《近来人心動揺 故ニ今日人心 シテ不 動

あることを、 ルノミ。 戦争で成功したものは ハ未ダコレ有ザルナリ。 西 から批判 郷らが《朝鮮ニ兵ヲ用ヒント欲スル》 我ヲ疑懼シテ回答ヲ緩ヤカニスルトモ未ダ彼ヲ伐ツベキノ名義アルヲ見ズ。 無礼」 する射 程をもっている。 Þ か 「非礼」であると判 つて存在 「軽侮」 ない ではなく「疑懼」を大義名分にして戦争を仕掛けることはできない のは、 断してであろうが、 と建議は述べる。 明治 新 政 (府が新たな国交を結ぼうと交渉しても返事を遅延したま この論 《是レ我国ヲ軽侮スルニアラズシテ我国ヲ疑懼 は、 西 郷 のそれを含めて日本に行われ 兵名無シテ能ク成功ヲ全スルモ į た征 名分の無 (ぎく) 論 ま

|今彼ガ我国 / ル我ヲ 軽 [ヲ疑 侮スルニアラズシテ我ヲ疑懼 懼 ス ル 原因ヲ挙 デゲ且 朝治、 ス ル 年、 臣、等、 = 由 出、 ル 使以 コトヲ 来、 証 方、 景、 セ 況ヲ陳シテ彼ガ今ニ至ル  $\approx$ 以下 ・建議書は朝鮮 が日本を疑い 7 デ隣 交ヲ新 = ス ル コ

月 渉 が カン  $\mathcal{O}$ を 治岡 に 論 カコ 天 る。 関 け を が は わ 年 葪 七 無関係であっ 0 帰 本山や広 八七二 た森 玉 ケ |後 7 間 Ш 依 津 茂や、 (明 願 が 退 わ たとは · 積極 治 職 五 り、 第 L 菂 た人物 分はこ 考えにく な 年六月には退職 節 最 征韓 初 0 「伝令書」 であ  $\mathcal{O}$ 建 論者であっ 正 議 正式な外 のる。》  $\mathcal{O}$ を報告した 作 務省代表 しているの 第一 たことは明ら 尚 節 正 で検 (一八七三年五月) で、 外務権少 詂 かであるから、 した 前 八 者の文書に 兀 対 丞として釜山 七 朝鮮 九 政 広津弘信は彼の も後者の報告にも関 吉岡が外務省を退職し 策三 [の草] 箇 条につき外 |梁倭: 館 外務省 に滞 八 七 務省 Ō わ 在 たことと彼 0 0 伺 て 丽 上 0 司 朝 な で カコ あ 八 0 七 たこと 玉  $\bigcirc$ |交交 反 月 兀

## | 鮮が日本を疑懼する三つの原因

れていた] ルマデコレ う秀吉 第 0) 原 · ヲ 語 ヲ蹂躙シ王子ヲ擒獲 命令に従わ 因 は当然ながら豊臣 デ 戦 慄セ な シ ・メリ。 李氏 初鮮に |秀吉の (きん 是彼ガ我ヲ疑懼 朝鮮 (かく・とりこにすること)シ 《兵ヲ発シテコレ 出 兵 (文禄 ス ル 第 慶長 ヲ攻 ) 、原因ナリ。 Ź,  $\mathcal{O}$ 役) 道 流 である。 Ш.  $\bowtie$ 満 朝 地 鮮 明を攻り 全土 横 暴 至ラ は 慶 8 ザ 尚道 るか ル ら兵 コ 平 1 安道 を率 ナ ク、 など八 VI て
先
駆 鮮 人ヲシテ今 の道に区 け をな せ

年ノ分ヲ貪 (かなう) 清 玉 朝 の原因は意外なものである。 鮮間 《然ルニ宋氏国貧ニシテ毎年 V カラザル  $\mathcal{O}$ IJ. ような宗主国と藩属 然 ヲ悟リ》 F ·モ彼 宋氏に V 敢 デコ 国の関係ではなく対等な国 徳川氏 《歳遣船 -ノ定額、 ヲ 拒 は、 マズ。 ノミヲ以テ足レリトセズ、 ヲ送ルヲ許シ毎年 豊臣 宋氏 氏とはうって変わ コ V ヲ恐喝 |同士の関係) | 莫大 ス ノ米穀ヲ以テコ って、 ル 屡 ヲ以テナリ。 (しばしば) を結ぶことになる。 対馬 藩 レ 宋 是 氏 ニ給シ以テソ を伸 V辞柄ヲ設ケテ 彼 ガ 介 我ヲ 朝 ノ歓 疑 鮮 懼 弁 は 朝 心得》 鮮と 《深ク ス (あ ル 第 わせ) 0) ようとし 兵 力 テ数 原 闄 敵

 $\hat{\mathcal{O}}$ 背後に朝鮮 な 原因とし 1 文字を 天子 を属 理 属 7 国 由 国 に 出 に が挙 対 て国 ス しようとする日 げる ル |書の 語  $\tilde{\mathcal{O}}$ 受理 は、 ナリ 玉 を 本 拒 是 書 側 日 む (「書契」) に含まれた皇勅の文字に 0 本 0 意志を彼ら 我ヲ は 属 無 礼 玉 だと 体 感じていることが拒 陥 VI j  $\mathcal{O}$ が 後 目 本 素 側 否 関 志  $\mathcal{O}$ 言 するも ヲ  $\mathcal{O}$ 本当 成 V 分であ サ ので 0 理 1 るが、 由 あ ス ル だと吉 る。 ナ そうし ル べ 岡 関 は 公係では 主 た文字の 張する 故 使 コ 用

セリ》 それはまさしく ヲ受ケバ こうし 必大害アラント、 こちらが た諸原因 《貧暴の 温和 0 ため な言葉で和 微候》 に朝鮮は常 是彼 だと言う始末で、 ガ 我ヲ疑 やか 日本を に話しても ル 《虎: 第 狼  $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 《カクノ如キ疑懼 口 原 如 ニ蜜アリ 因ナリ。 クシ 恐れ、 腹 剣アリ》 《暴且貧 念鮮 人ノ頭脳中 と言うし、 (どん) ニシテ丼呑 \_ 凝結シア 激しく威 · 頑 ト 嚇 併 -シテ医 的 な態 香 度に ヲ謀

出

れ 七

ば、

ル

や)スベ

#### 外交現場 の証

ノ勢アリ。

ゼ 供給ヲ貪 鶏鳴二達 《外務出 レバ虚病 ・スル てい 出 · ノミ。 是レ は 明治 る。 使 ル ス ヲ 長ク宋 ガ 如 ル 唱 ルハ是レ 事先例ニアラザルヲ以テ彼レ大ニ疑惑ヲ生ジ、数月虚 7 吉岡 ニ止マラザルヲ疑ヒ、デ談判ヲ尽スト雖モ、 氏 + は プヲ中 初 . 従来彼 月に草梁倭館 8 間 ての = 以ガ得意 置キ先例古格ヲ以テ国ヲ守ルノ堡障ト 外務省派遣官員の一人であったから、 に着 ノ術策ナリ。 交際ノ 外務省ニ交接セバソノ勢力宋氏 任して以来の交渉について外交現場 事 皆旧 翌明治四 例ニ依リ宋氏 年三月廿七 ヲ以テ談判セラレンコト ナシ以テ我ガ鋭鋒ヲ避ケ一日ノ安ヲ偸 病 朝 ノ比ニアラズシテ、 日ノタニ至リ始 [仮病] 鮮 側はなかなか交渉に応じようとし  $\tilde{\phi}$ ヲ 唱 証 言として貴重 エテ我情実ヲ探レリ。 メテ彼国 ソノ希望スル ヲ懇求シ、 な記 訓 導 官 述 毫 を建 = 接シ、 王 トコロ 交際 我 議 à な ガ談意ニ応  $\mathcal{O}$ す 宋氏 薄暮 二難 か 中 9 12 ヨリ た。 マン ノ唯 事

ルヲ恐・ 渉せざるを得な 岡 ヲ弁解シテー ごら外交官は 且. 一彼ガ い 大禁物 体制をつくり、 書卜 直 接外務省と交渉することを避ける口 タ · 為 / ル 外 ₩ ₩ 国 朝 鮮側 人ヲ引来ランコトヲ疑ヒ、 明治五年三 に手 渡すとともに、 月 廿 日 《新書契ノ写ヲ渡シ且書契中 新体制 実にな 我ガ談意に応ゼザラントス》 のことを伝えると、 っている宋 代氏を一 語 切 彼 朝鮮交渉 《彼 ガ疑訝ヲ起シ易キモ 0 到 底 外務 から 直 除 交 外 自 玉 ヲ択ミ細 務省と交 二不 利 ナ

日 0 いように  $\mathcal{O}$ あ 新 年 玉 七 交に応じな - ヶ月に及ぶ朝鮮側 0) は どの交渉、 日 [本を 軽 ときには夕方から翌日の朝までに及ぶ談判の経 侮 するからではなく、 「疑懼 0 念 からであると確 験 カン 5 信 をも 尚 って主 は 朝 鮮 側

で

### H深ク彼ガ情ヲ察スルI

征 強 が 次 論 ; 5 0 ń 、力攻撃をしてきたとし を を根柢から批判する論理を見出すのである 節は た不平等条約 同 拒 様 W であ で VI 出 b, る 正 Ď 毅 は甘受しつつ、「取り易き朝鮮 恐れ は  $\mathcal{O}$ 植 建 て開国 民 議 地 ても彼らに理 書 化 0 [を拒 なか ()併 む朝鮮を でも白眉 吞 「があったことになるのではない (策」)  $\mathcal{O}$ を恐れ 「無礼」 Ś だり 満 なりとして武 るから であ 照 り 支那を切り随 で、 小 明 ĺ 力 治 長 攻撃をすることに 維 か、 新 が 引 前 と吉岡 用 ることでその  $\mathcal{O}$ 12 日 値 本 !する。 は言う。 が 和 理 親 が 代償とする「 通 私はここに、 あるなら 商 鮮 を が 求 疑 懼  $\Diamond$ ば る  $\mathcal{O}$ 底 念 流とし 幕 欧 玉 カン 米列 「 を 恐 末 6 に 日 強 諸 て n 本

ヲ開 我、シ、伐 時 ヲ 、テ、バタ、 疑 コトヲ 行 ス 新 臣 ル 聞 フ クコトヲ欲セズ。 深 リ、コ、、 紙 ベ コ ク彼ガ情ヲ 懼 ケ 1 トスルヤ。己ノ欲サザルコトヲレヲ伐ツノ理アラバ、前年我鎖彼必我ヲ以テ曲[正しくないこ ンヤ。 記 ナカラン 国 出法ヲ固 (おそ) 載 セ 是レ シ我 察スル さ 亭 ル 是レ 大 セシ 玉 V 故 バナリ。 書 人 ラ裂キ ガ 我ガ陽ニ和親ヲ唱ヘテ深ク彼ニ入リ、 \_ 是レ 自 如 玉 ラ クニシテ、 カノ我ニ敵セザルヲ以テ常 無名 其 或 是猶 強キヲ恃 トラ人ニ施ス鎖国ノ時、いこと」ト 、驕慢 ラ兵 我邦昔年外国 イナリ。 無礼 其実我ヲ恐ル `! : ( ) 童 施スコト勿レ。豊(あに)彼ぶ時ニ当リ外国人ノ其志ヲ得ザ、トトシ徹底我ニ抗セントス。ロ ノ答書ヲ致 子 情態 ` (ひじ) セ ノミ。 三疎 \_ 和 イク、 、 親 ヲ戻ラシテ 後漸ヲ以テ 彼レ ラ絶 彼 浮 がが和 只 説 ツコ 遷 如 親 ガ 延 1 、国小ニ兵弱ナルヲ侮リ妄(みだ)リニ非で、モノ競テ我ヲ侵伐セバ、我以テ彼直ニシニ彼只遷延隣交ヲ新ニスルヲ諾セザルノミスキ無礼ヲ行フコトナキニ、兵ヲ以テコレリ 「捩 通 我 ヲ 談 漸 好 商 意 ヲ を 7 (よじ) らして」か?] 求 追 = ズ調 応 A 0 7 ゼザ ル ハ V ル 即  $\mathcal{O}$ K チ弁 意かか ノミニシテ、 モ 亦 ? 旧 例 姦、丼、ヲ 其 、吞 食ヲ 未ダ ナ X ラン 策 盛 嘗 ヲ = コト テ 行 交 理、テ、ニ、ヲ

欲 対 いサザル 訳 注 では コト 子が を 思 ヲ 他 其 やり」 玉 n = 施 恕 朝 ルスコト カコ である。 に施 勿 グレ けて、 すことにほ は、 韓 · 論は、 述べ 弟子の子貢 た言葉で かならない 我が欲しな が、 あ り、 言にして以て終身これ 儒 教 で (欧米列強によって ŧ 最 もよく知ら を れ 開 行うべ た道 玉 [を強要され 徳 き者 律 あ あ 1)

## 仮令当世ノ大人物ヲ以テ使トナスモ

ル 断 大人物》 じている。 ĺ ベカラズ》 **、懼を口実に派兵するのは** は、 《兵隊ヲ副フナクンバ、仮令(たとえば) と吉岡 兵を引き連れず単身乗り込もうという西郷の . は議 論 を続ける。 《無名 1/兵》 《名義ヲ設 即ち大義名分の クルハ兵隊を副 当世 ない戦であるから、 ノ大人物ヲ以テ使トナスモ、 「遣韓論」を念頭に置いた発言であり、 (そ) ヘテ大使ヲ送 《彼ヲ伐タント欲セ ルニ 決シテー 在 ヷ。  $\approx$ 事モ為スコト バ 新 遣 次 タニ名 韓 0 論 筃 所 の無効を  $\hat{\mathcal{O}}$ 義 ラ設 能 ジワザ

して 策であるが、 ンノミ。 兵を率いて大使が 《直ニ京城ニ進ミ国王 一》これは吉岡も含めた草梁倭館に勤務した外交官たちがかつて議 《均シク是レ不条理ノ事ニシテ容易ニ行フベカラザルモノナリ。 ・釜山に行き従来の談判の回答を求めても、 三見 (まみ) エントセバ、 彼必兵· 力ヲ以テ我ヲ拒マン。 返事を先延ば 論した しすることは必定だか 《以テ彼ヲ伐ツノ名義ヲ製造ス》 因テソノ無礼ヲ名ト 5 その・ シ テコレヲ伐 怠慢を非

# 何ゾ必ズシモ凶器ヲ動カシ危険ノ事ヲ行フヲ要センヤ

ナリ。 しているのだろう。 対シ非礼を行ヒシコトアルベシ》 ように朝鮮に戦を仕掛ける名分は立ちがたいものであるのに、 に由 この部 来するものに 分は、 「明治六年政変」 相違なく、 即ち何か最近無礼な行いが朝鮮にあったのだろうが、 日本側が のきっかけになった 《以テ彼ヲ伐ツノ名義ヲ製造》 「朝鮮議案」 今用 0) 兵 論 したものに過ぎないという吉岡 伝令書の毎日 が議 論されるの 的 《然ドモ 内容 は、 Ŕ 臣未ダ之を聞 **%**近 非 来彼 礼 レ の考えを示 では 別 『カザル 我

征韓論 出 は次のように述べ さらに吉岡 以我国 は征韓 郷 ノ人心ヲ励 0) 征 ることが 韓 論 論  $\mathcal{O}$ 本当 ŧ マシ 国勢ヲ 出 朝  $\mathcal{O}$ 鮮半島 「来た。 目 的 振 を見抜いていたようである。 ハント欲 への侵略を日本の内政改革 人心ヲ励 ス ルナラン。 マシ国勢ヲ振フニ 是レ 愛国 に利用する意図を秘めていることを見抜 ②思 術策少ナカラズ、 = 方今人盛ニ 至情に出 デ其 用 策 兵 亦 論 何ゾ必ズシモ凶器ヲ動カシ 奇 ヲ ナリト 唱 ル 所以 雖 モ≫ ノモ ラハ、 きながら、 木戸 危 (ま  $\mathcal{O}$ 

事

ヲ要センヤ》

138・ [ ] 内の説明、および句読点・濁点は引用者が補った。以下「建議」からの引用は同様である。) 議「教法自由、告諭所設 可 民選小議員設置等の議」『明治 建白書集成第三巻』 (筑摩書房・一

して約四五枚)である。反・征韓論を含む「西郷副島諸人・・・」はもっとも長く原稿用紙約一六枚分もある。 為サシムルコトヲ論ズ」、「西郷副島諸人ヲ再用シ且各府県ニ民撰小議院ヲ建ツルコトヲ論ズ」の六部からなる長文(四百字詰め原稿用 言書ノ自由ヲ許スベキヲ論ズ」、「兵卒ヲ愛撫シ報国ノ志ヲ抱カシムルコトヲ論ズ」、「予メ家禄廃止ノ期限ヲ示シ華士族ヲシテ今ヨリ予備ヲーこの建議書は、「人民二教法ノ自由ヲ許スコトヲ論ズ」、「人民ヲシテ速ニ政府ノ旨ヲ悟リ当世ノ務ヲ弁セシムルコトヲ論ズ」、「人民ニ思

あったことである。《夫レ邦人自主ノ気象ニ乏シク何事モ衆人ノ好ニ従ヒ衆コレヲ是トスレバ己レ亦従テコレヲ是トシ衆コレヲ非トスレバ 国ノ情自ラ制スルコト能ハズ敢テ衆論ニ抵抗シ其誤ヲ救ハントス》と言うように、彼が少数派の意見を多数派に抵抗して主張する思想家で《百事真正ノ是非ヲ時勢ニ苟合[みだりに迎合すること]セザルモノ》とし、《耶蘇教ノ国ニ益アルコトヲ悟リ深ク衆論ノ誤レルヲ嘆ジ愛 人にしてはじめて可能であったのではあるまいか。 せる者として反対する人々は多いだろう。しかし私は《豈(あに)此輩ニ動カサレンヤ》。 己レ亦従テコレヲ非トス。毫モ特操[不変の志]アルコトナシ。》だから私の議論が多数派の議論(衆論)に反するのを見て私を国を誤ら う状況下で、基督教はすぐれた教えであり、日本にとっても有益であるとして、信教の自由を建言したものである。注目すべきは、自らを にしくはない。当時は基督教の宣教師が来日して布教が行われていたにもかかわらず、基督教の禁教令はまだそのまま存置されているとい 吉岡弘毅の為人(ひととなり)を知るには、「西郷副島・・・」に次ぐ長さをもつ冒頭の「人民二教法ノ自由ヲ許スコトヲ論 反・征韓論はこのような少数者の信念をもつ を読

芝原拓自「対外観とナショナリズム」(『日本近代思想体系十二・対外観』・岩波書店・一九八八・p.516)

きたこと、第二に、十七世紀以来草梁倭館という十万坪もの居留地を無料で提供してきたこと、第三に、 朝鮮側が日本との和親状態を何としても維持しようとしてきた証拠として、吉岡は、まず第一に、巨費を厭わず毎年宋氏に米穀を提供して 暴な行為をすることがあっても日本人を刺激しないような措置を取ってきたことを列挙している。 渡海して来た日本人が時として乱

④ 『論語』巻第八衛霊公篇(金谷治訳注・岩波文庫・p.217)

#### 五、おわりに

ずである。 隣国で「征日論」 征韓 論 が議論されること自体が異常なことであると、立場を換えて想像してみれば、 が歴史の節目節目で浮上してくるとしたら、日本人はどう思うだろうか。 容易に気がつくは

であ 分を探すためにだけ朝鮮の内情を偵察していたと言われても反論できないだろう。 段略的思 征韓論」 心想であ 木戸 ) の は日本の国内問題であり、そこに韓国であれ朝鮮であれ、名称はともかく朝鮮半島に生活 征 って、 韓論は言うまでもなく、 そこには朝鮮半島の現実はまことに希薄である。 西郷 の征韓論 ŧ 対外関係をきっかけにして国内問 日本側 はただ派兵のための かろうじて吉岡弘毅の反・ 題の突破 口実あるい П する人々は にするという 征 は 大義名 論 不

朝 鮮 半島  $\mathcal{O}$ 人々の共感的 理 |解に基づいて展開されたことは、私たちにとっては救いである。

平洋戦争の終結に至るまでの日本の姿を予見しているかのようである。 七六年・ 一八 七四 熊本神風連の乱 (明治 七 年の建 福岡秋月の 議書は、 乱・山口萩の乱) 西南戦争(一八七七年)に至る一連の士族の反乱(一八七四年・佐賀の乱、一八 の予感に満ちているが、もう一つの吉岡の文章は、 アジア・太

サッサと取って」しまえ、と公言したことを『演説集誌』 《三田演説会で福沢が「今は競争社会なり、 ゆえに理非にも何にも構うことはない」、「遠慮に及ばぬ、 第二号で知った吉岡弘毅は、 次のように批判した(『六合雑誌』 [支那の土地を]

八二年八月三〇日)。

の実利を増加するものにあらず。 これ堂々たる我日本帝国をして強盗国に変ぜしめんと謀る者なり。 (すくうべからざる)の災禍を将来に遺さんこと必せり。》 を増加するものにあらず。ただに実利を増加せざるのみならず、 是の如き不義不正なる外交政略は、 いたずらに怨を四隣に結び、 憎を万国に受け、 決して我帝

註① 牧原憲夫『民権と憲法』・岩波書店・pp.121-122

(二〇一〇年) に続く第四作である。 (二〇〇六年)、 本稿は、 第二作・『福沢諭吉の 半島との関係を通して日本の近代を問い直すシリーズの、 脱 亜論」 について』(三〇〇九年)・ 第一 第三作 :・『漱石の大連講演『物の関係と三様の人間』につ「夏目漱石はなぜ『満韓ところどころ』を中断したの 一について』したのか?」

二〇一一年十月三十一日脱稿